

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市南区皆実町一丁目4番46号 広島市南区役所別館
受 電 設 備	南区役所 別館5階電気室
業 種 及 び 用 途	業務用（事務所）
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6, 0 0 0 V（受電電圧6, 6 0 0 V）
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	1 0 7 k W （ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	2 5 6, 1 9 7 k W h / 年
使 用 期 間	令和7年4月1日 0 : 0 0 ~ 令和8年3月31日 2 4 : 0 0
検 針 方 法	自動検針記録及び検針員による訪問検針（検針日は原則毎月1日）
電 力 量 計 （自動検針装置）	製造メーカー：三菱電機株式会社 型 式：WM3EK-R（パルス50, 000PAR/kwh）
需 給 地 点	別館5階電気室に設置されている開閉器の電源側接続点
保安責任分界点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市区役所別館への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。